



28下漁発第36号  
平成28年7月4日

遊漁規則変更認可申請書

長野県知事  
阿部守一様

長野県飯田市松尾明7499番地  
下伊那漁業協同組合  
代表理事組合長 下島保徳



平成25年12月4日付長野県指令25園第902号の6にて認可のあった、  
内共第6号第5種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので認可して下さい。

添付書類

- 1 変更しようとする新旧条項.
- 2 変更しようとする理由.
- 3 総代会の議事録.



## 下伊那漁業協同組合遊漁規則の変更について

### 1 変更しようとする新旧条項

#### ①漁場において販売する日釣遊漁料に付加する金額変更について

変更箇所 (下線部変更ヶ所)

第7条に定められている、現場賦課金の納付金額を変更する。

現行

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。但し、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

改正案

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。但し、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

附則

この規則の変更は、平成29年4月1日から施行する。

②漁場において販売する日釣遊漁料に付加する金額変更について

変更箇所 (下線部変更ヶ所)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条

様式第1号 遊漁証承認証(雑魚1日券)裏面注意事項(4)の金額を変更する。

様式第2号 遊漁証承認証(鮎1日券)裏面注意事項(4)の金額を変更する。

現行

様式第1号 遊漁証承認証(雑魚1日券)裏面

注 意 事 項

- (1)遊漁の際本証を外部から見易い個所へ着装すること。
- (2)漁場監視員の要求あるときは本証を提示すること。
- (3)表記以外の漁具、漁法の使用は出来ません。
- (4)遊漁をする漁場において漁場監視員に納付するときの遊漁料は500円を付加した額とする。
- (5)違反行為をした者には遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。
- (6)本証を他人に貸与ならびに譲渡してはならない。
- (7)魚全長の制限 あまご、いわな、にじます15cm以下、こい18cm以下、ふな、うぐい10cm以下、うなぎ30cm以下、おいかわ8cm以下のものは採捕してはならない
- (8)採捕禁止期間  
あまご、いわな、にじます10月1日より2月15日まで。  
かじか3月1日から5月15日まで。

様式第2号 遊漁証承認証(鮎1日券)裏面

注 意 事 項

- (1)遊漁の際本証を外部から見易い個所へ着装すること。
- (2)漁場監視員の要求あるときは本証を提示すること。
- (3)表記以外の漁具、漁法の使用は出来ません。
- (4)遊漁をする漁場において漁場監視員に納付するときの遊漁料は500円を付加した額とする。
- (5)違反行為をした者には遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。
- (6)本証を他人に貸与ならびに譲渡してはならない。

改定案

(遊漁承認証に関する事項)

第8条

様式第1号 遊漁証承認証(雑魚1日券)裏面

注 意 事 項

(1)～(3)略

(4)遊漁をする漁場において漁場監視員に納付するときの  
遊漁料は 1,000円 を付加した額とする。

(5)～(8)略

様式第2号 遊漁証承認証(鮎1日券)裏面

注 意 事 項

(1)～(3)略

(4)遊漁をする漁場において漁場監視員に納付するときの  
遊漁料は 1,000円 を付加した額とする。

(5)(6)略

附則

この規則の変更は、平成29年4月1日から施行する。

③遊漁承認方法増設に伴う遊漁規則変更について

変更箇所 (下線部変更ヶ所)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条

様式第1号を様式第1-1号に変更する。

様式第2号を様式第2-1号に変更する

様式第1-2号、様式第1-3号、様式第2-2号、様式第2-3号の様式を追加する。

現行

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号から第3号までに規定する遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

様式第1号 遊漁承認証（雑魚1日券）

(表)	(裏)
雑魚日釣遊漁証 (略)	注 意 事 項 (略)

様式第2号 遊漁承認証（鮎1日券）

(表)	(裏)
鮎日釣遊漁証 (略)	注 意 事 項 (略)

改定案

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1-1～3号、第2-1～3号及び第3号に規定する遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

様式第1-1号 遊漁承認証（雑魚1日券）

(表)	(裏)
雑魚日釣遊漁証  (略)	注 意 事 項  (略)

様式第2-1号 遊漁承認証（鮎1日券）

(表)	(裏)
鮎日釣遊漁証  (略)	注 意 事 項  (略)

附則

この規則の変更は、平成29年4月1日から施行する。

改正案

遊漁承認証 変更(新設)

様式第1-2号 雑魚日釣遊漁証

様式第1-3号 雑魚日釣遊漁証

様式第2-2号 鮎日釣遊漁証

様式第2-3号 鮎日釣遊漁証

様式第1-2号 雑魚日釣遊漁証

コンビニ発券機による日釣券遊漁証(コンビニにより様式は若干異なります)

<b>雑魚日釣遊漁証</b>			
殿	承認日 平成〇〇年〇〇月〇〇日		
遊漁料	1,000円	魚種	鮎を除く魚種
漁具、漁法	竿釣		
遊漁日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
注意事項	下伊那漁業協同組合長		
<p>(1) 遊漁の際本証は必ず携帯すること。</p> <p>(2) 監視員の要求あるときは本証を提示すること。</p> <p>(3) 表記以外の漁具、漁法の使用はできません。</p> <p>(4) 遊漁をする漁場において漁場監視員に納付するときの遊漁料は1,000円を付加した額とする。</p> <p>(5) 違反行為をした者には遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。</p> <p>(6) 本証を他人に貸与ならびに譲渡してはならない。</p> <p>(7) 魚全長の制限 あまご、いわな、にじます 15cm以下、こい18cm以下、ふな、うぐい10cm以下、うなぎ30cm以下、おいかわ8cm以下のものは採捕してはならない。</p> <p>(8) 採捕禁止期間 あまご、いわな、にじます 10月1日より2月15日まで。かじか 3月1日から5月15日まで。</p> <p>・釣場の頭上前後の電線に注意してください。 販売店: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>・サイレンが鳴ったら川から離れてください。</p>			

様式第2-2号 鮎日釣遊漁証

コンビニ発券機による日釣券遊漁証(コンビニにより様式は若干異なります)

<b>鮎日釣遊漁証</b>			
殿	承認日 平成〇〇年〇〇月〇〇日		
遊漁料	2,000円	魚種	鮎
漁具、漁法	竿釣		
遊漁日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
注意事項	下伊那漁業協同組合長		
<p>(1) 遊漁の際本証は必ず携帯すること。</p> <p>(2) 監視員の要求あるときは本証を提示すること。</p> <p>(3) 表記以外の漁具、漁法の使用はできません。</p> <p>(4) 遊漁をする漁場において漁場監視員に納付するときの遊漁料は1,000円を付加した額とする。</p> <p>(5) 違反行為をした者には遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。</p> <p>(6) 本証を他人に貸与ならびに譲渡してはならない。</p> <p>・釣場の頭上前後の電線に注意してください。 販売店: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>・サイレンが鳴ったら川から離れてください。</p>			

## 雑魚日釣遊漁証

遊漁料	1,000円	殿
魚種	鮎を除く魚種	
漁具、漁法	竿釣	
遊漁日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
承認日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	

下伊那漁業協同組合長

### 注意事項

- (1) 遊漁の際本証は必ず携帯すること。
  - (2) 監視員の要求あるときは本証を提示すること。
  - (3) 表記以外の漁具、漁法の使用はできません。
  - (4) 遊漁をする漁場において漁場監視員に納付するときの遊漁料は1,000円を付加した額とする。
  - (5) 違反行為をした者には遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。
  - (6) 本証を他人に貸与ならびに譲渡してはならない。
  - (7) 魚全長の制限 あまご、いわな、にじます 15cm以下、こい18cm以下、ふな、うぐい10cm以下、うなぎ30cm以下  
おいかわ8cm以下のものは採捕してはならない。
  - (8) 採捕禁止期間 あまご、いわな、にじます 10月1日より2月15日まで。  
かじか 3月1日から5月15日まで。
- ・釣場の頭上前後の電線に注意してください。
  - ・サイレンが鳴ったら川から離れてください。

## 鮎日釣遊漁証

遊漁料	2,000円	殿
魚種	鮎	
漁具、漁法	竿釣	
遊漁日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
承認日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	

下伊那漁業協同組合長

### 注意事項

- (1) 遊漁の際本証は必ず携帯すること。
  - (2) 監視員の要求あるときは本証を提示すること。
  - (3) 表記以外の漁具、漁法の使用はできません。
  - (4) 遊漁をする漁場において漁場監視員に納付するときの遊漁料は1,000円を付加した額とする。
  - (5) 違反行為をした者には遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。
  - (6) 本証を他人に貸与ならびに譲渡してはならない。
- ・釣場の頭上前後の電線に注意してください。
  - ・サイレンが鳴ったら川から離れてください。



## 2 変更しようとする理由

- ①第7条 漁場において販売する日釣遊漁料に付加する金額変更について  
現場付加金を、500円から1,000円に変更する。

### 変更理由

日釣遊漁証は入川前に買ってもらうのが原則であり、現場での監視員による販売に付加する金額は他県の例を見ても1,000円に増額するのが適正と思われるので、遊漁規則の変更を申請します。

- ②第8条 漁場において販売する日釣遊漁料に付加する金額変更について  
現場付加金を、500円から1,000円に変更する。

### 変更理由

日釣遊漁証は入川前に買ってもらうのが原則であり、現場での監視員による販売に付加する金額は他県の例を見ても1,000円に増額するのが適正と思われるので、雑魚日釣遊漁証と鮎日釣遊漁証に記載の金額の変更を申請します。

- ③第8条 遊漁承認方法増設に伴う遊漁規則変更について  
コンビニエンスストア発券機による販売様式追加（新設）  
インターネット販売による販売様式追加（新設）

### 変更理由

下伊那漁業協同組合では、漁場の監視があまりされていないとの風評や監視体制の実情を鑑み、監視を強化する方法の検討を進めるとともに、遊漁券を買いやすくするための販売所の新設に努めてきました。

具体的には、漁協管轄範囲以外から入川するのに都合の良いと思われるコンビニエンスストア11店にお願いして、内3店でこの4月から販売していただいています。

しかしながら山間部に於いては、道中で夜間に買えるところは少なく遊漁者にご不便をおかけしていると思われれます。

そこで、各コンビニエンスストアに設置されている発券機から当日のみ有効な日釣遊漁証を買うことができるように、機械に合うような遊漁承認証の様式の増設したいと思います。

また、インターネットを通じて事前に遊漁承認ができるよう遊漁規則の変更を申請します。